

里帰り先における妊産婦健康診査 ～費用の償還払い（払い戻し）について～

沖縄県外の医療機関にて妊産婦健康診査を受診した方は、償還払い(払い戻し)の申請をお願いします。

石垣市における妊産婦健康診査の助成の上限額

妊婦健診	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	HIV/風疹/ クラミジア	HTLV-1 抗体検査
助成の上限額	24,460円	8,970円	10,940円	10,830円	17,630円	6,180円	3,030円

※1回目～5回目は使用できる週数が決まっています。

9-1回	9-2回	9-3回	9-4回	9-5回	9-6回	9-7回	9-8回	9-9回
5,490円	10,270円	5,490円	9,870円	5,490円	9,870円	5,490円	5,090円	5,090円

※多胎児（双子や三つ子）妊婦については5回追加で健診助成ができます。

合計19回・追加の受診票：9-3回目 9-5回目 9-7回目 9-8回目 9-9回目

産婦健診	1回目	2回目
助成の上限額	5,000円	5,000円

※1回目は産後2週間前後、2回目は産後1ヶ月前後の使用となります。（産後8週間を超えると受診できません。）

※ただし、こころの健康チェック（エンジンバラ産後うつ病質問票等）を実施していない場合は、助成の対象外となります。

エンジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持質問票は、産婦健診の際に受診票と一緒に医療機関の方へ渡してください。

<対象者>

石垣市に住所を有している方で、里帰り等のため沖縄県外（国内）の医療機関で妊産婦健康診査を受診した方（産婦健診は産後8週以内の産婦さん）

<次のような場合は払い戻しの対象外となります>

- ・助成の上限額を超えた費用
- ・健康保険適用の診療
- ・妊娠判定のための診療等
- ・受診票の項目にない検査
- ・初診料

<注意事項>

※受診票に検査結果記入もお願いします。

- ・受診票の使用は1回につき1枚です。
- ・第1回目、9-1回目～9-9回目の受診票は、使用期限はありません。（第1回目は、初診時のみ使用できます。初診以外は、使用できませんのでご注意ください）
- ・第2～5回目は、妊娠週数の期限がありますので、期限が過ぎた場合は、使用できません。
- ・9-1回目～9-9回目の使用順番はありません。

<申請方法>

妊産婦健診を受診した後、石垣市健康福祉センター窓口 又は郵送で申請してください。

- ・石垣市妊産婦健康診査費用（償還払い）助成金交付申請書
- ・妊産婦健康診査受診票 1枚目（受診日・病院名医師名記入・押印有りもの）
- ・受診した医療機関が発行する領収書（原本）

※医療機関・助産所で「明細書」が発行されている場合は、領収書と併せて提出をお願いします。

- ・通帳の写し（振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

※申請期限は、いずれも最後の受診日から1年以内にすべて提出願います。

<お問い合わせ先・申請窓口>

石垣市健康福祉センター

〒907-0004

<受付時間>

石垣市字登野城1357-1

午前8時30分～12時

Tel：0980-88-0088

妊産婦健診担当宛て

午後1時～5時

Fax：0980-88-0087